

30 墨行審第92号

平成31年3月4日



墨田区長

山 本 亨 様

墨田区行政不服審査会

会 長 磯 野 弥 生

区政情報の公開請求の部分公開決定処分に対する審査請求について（答申）

平成30年1月31日付け29墨総法第213号による諮問について、別紙のとおり答申します。

諮問番号：平成２９年度諮問第１１号

答 申

第１ 審査会の結論

審査請求人からの区政情報の公開請求に対して墨田区長（以下「諮問庁」という。）が行った部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）については、諮問庁が非公開とした区政情報のうち、別表の審査会の判断欄に「公開すべきである」と表記した部分については公開すべきであるが、その余の部分は非公開が妥当である。

第２ 審査請求及び諮問の経緯

１ 審査請求人は、平成２９年１２月４日付けで諮問庁に対し、墨田区情報公開条例（平成１３年墨田区条例第３号。以下「条例」という。）第１０条第１項の規定に基づき、「旅館業営業の許可申請書一式（許可を決裁した文書を含む。）(1)墨田区立花３丁目２０－７ (2)墨田区吾妻橋１丁目９－７」について公開請求を行った。

２ 諮問庁は、上記１の公開請求に対して、公開できない部分及びその理由を以下のとおりとして部分公開を決定し、平成２９年１２月１８日付けで区政情報部分公開決定通知書（２９墨福衛生第８９７号。以下「本件通知書」という。）を審査請求人に送付した。

(1) 周辺見取り図（住宅地図内の個人名）、申告書個人名の印影、管理者氏名及び電話番号、行政書士の印影、通知書の個人名、検査済証の宛先個人名、地積測量図の個人名及び印影

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は当該個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。（条例第６条第２号）

(2) 定款（登記記載事項に係る事項を除く。）

定款は、上場企業等の場合を除き、通常、一般に公にされていない情報

であり、定款を公にした場合、当該法人の組織・経営の根本方針が明らかになるとともに、株主総会の決議事項の範囲、取締役会の決議方法など当該法人における重要事項に関する意思決定手続が明らかになることにより、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため。(条例第6条第3号)

(3) 法人代表者の印影

当該印影は、認証的機能を有するものであり、公にすることにより、偽造され、事業者の権利の得喪等に係る書類の作成に悪用されるおそれがあるため。(条例第6条第3号)

(4) 検査済証の印影

法人の内部管理情報に該当するため。(条例第6条第3号)

(5) 図面詳細図（配置図、照明器具姿図を除く。）

公共安全情報に該当するため。(条例第6条第4号)

3 審査請求人は、当該決定を不服とし、本件処分の取消しなどを求める審査請求書を平成29年12月23日付けで郵送し、同年12月25日に諮問庁に到達した。

4 その後、諮問庁は、公開できない部分とした前記2(1)のうち、周辺見取り図（住宅地図の個人名）については、閲覧制度が設けられている建築計画概要書に記載されている付近見取図と同様のものであり、条例第6条第2号ただし書ア（法令等の規定又は慣行により公にされ、又は公にすることが予定されている情報）に該当するとして、本件処分の一部変更を決定し、平成30年1月15日付けで「区政情報部分公開決定の一部変更決定について（通知）」（29墨福衛生第963号）を審査請求人に送付し、周辺見取り図（住宅地図内の個人名）を公開した。

5 諮問庁は、条例第17条第2項及び第3項の規定に基づき、平成30年1月31日付けで弁明書の写しを添えて当審査会に諮問した。

第3 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書（平成29年12月23日付け）、反論書（平成

30年9月6日付け)及び口頭意見陳述(平成30年9月12日聴取)において、以下のとおり本件処分の取消しなどを行うよう求めている。

1 審査請求の趣旨

諮問庁が平成29年12月18日付けで審査請求人に対して行った区政情報の部分公開決定処分を取り消すなど、以下のとおりの対応を求める。

- (1) 本件処分における、検査済証の印影、図面詳細図(配置図、照明器具姿図を除く。)の非公開の理由付記には不備があるため、本件処分を取り消すこと。
- (2) 周辺見取り図(住宅地図の個人名)を公開すること(事後的に公開があったが、当初の決定通知そのものを変更すること。)
- (3) 地積測量図の個人名及び印影並びに法人代表者の印影を公開すること。
- (4) 検査済証の宛先個人名を公開すること。
- (5) 図面詳細図(配置図、照明器具姿図を除く。)の種別を特定した上で公開の可否を判断すること。

また、当該図面詳細図のうち、立面図を公開すること。

- (6) 定款(登記記載事項に係る事項を除く。)のうち、標準的な定款と共通する部分は公開すること。
- (7) その他非公開部分の精査をすること。

2 審査請求の理由

- (1) 非公開の理由付記の不備について

条例第1条は、条例における解釈及び運用の基本原則として、「この条例は、区民の知る権利を尊重し、区民の区政情報の公開を請求する権利を明らかにするとともに、・・・墨田区が区政に関し区民に説明する責務を全うし、一層開かれた区政の実現を図り、区政に対する区民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した区政を推進することを目的とする。」と定めている。情報公開を原則として認め、行政の透明性を確保することにより適正な権力の執行を担保することが、条例の趣旨であると考えられる。

条例第13条では、「当該理由の提示は、公開しないこととする根拠規

定及び当該規定を適用する根拠が当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。」と定めている。

本件通知書の非公開部分の理由のうち、検査済証の印影は「法人の内部管理情報に該当するため。(墨田区情報公開条例第6条第3号)」と記載されているが、対象文書のどの部分が法人のどのような内部管理情報であり、当該法人がどのような不利益を被るか、競争上の問題があるかを示していない。

また、図面詳細図（配置図、照明器具姿図を除く。）は「公共安全情報に該当するため。(墨田区情報公開条例第6条第4号)」と記載されているが、非公開とした図面の種別が記載されておらず、なぜその情報に該当するのかも分からないため、これらは根拠規定及び当該規定の適用根拠が当該書面の記載自体から理解され得るものとはいえない。

事後的に弁明書により説明があったとしても、審査請求を提起する者にとっては、請求時に主張を展開することができない。

本件処分は理由付記不備で、墨田区行政手続条例第8条にも違反し、取り消されるべきである。

理由の付記は、非公開について実施機関の恣意的判断を防止するとともに、非公開理由を公開請求者に知らせることにより不服申立て等に便宜を与えることを意図したものである。公開請求を拒否する決定を適法に行うための要件であり、理由が不十分な場合は瑕疵ある行政処分となる。判例（最高裁平成4年12月10日判決（平成4年（行ツ）第48号））や答申例（内閣府情報公開・個人情報保護審査会平成27年7月30日付け答申（平成27年度（行情）答申第251号）など）においては、理由付記に不備がある場合は取り消すべきとの判断を示している。

(2) 周辺見取り図（住宅地図の個人名）について

本件処分は、住宅地図に記載された個人名を非公開としているが、答申例（東京都情報公開審査会平成25年7月25日付け答申第609号及び平成25年12月5日付け答申第637号など）においては、一般に市販されている住宅地図に記載された個人名は公開するべきとの判断を示し

ている。

当該区政情報については事後的に公開され、諮問庁は事後的に公開したため問題はないとする内容の弁明書を提出しているが、公開するのであれば、当初の決定通知そのものを変更しないことには、処分は何も変わっていないのではないかという思いがある。

- (3) 本件処分に係る地積測量図は、反論書の添付資料として提出した証拠書類（以下「提出資料」という。）のとおり、東京法務局墨田出張所に不動産登記の土地図面を請求すれば得られるものである。他の手段で公開されているものは公開すべきであり、諮問庁が当該文書の個人名及び印影並びに法人代表者の印影を非公開とした判断は誤りである。

- (4) 検査済証の宛先個人名は、建築主であり、建築基準法において建築確認申請が義務付けられている者である。

建築主の氏名は、同法第89条の規定により工事現場に掲示されるとともに、同法第93条の2の規定により閲覧制度が設けられている建築確認概要書において誰でも確認することができる。墨田区長（建築指導課）も、提出資料のとおり、情報公開請求の対象文書に記載された建築主の氏名を公開している。

また、実際に吾妻橋の旅館を確認したところ、提出資料の写真のとおり、玄関に掲示された「旅館営業計画のお知らせ」には、計画についての説明の申出の連絡先として建築主の氏名が記載されており、一般に開示されている状態となっていた。

したがって、諮問庁が当該区政情報を非公開とした判断は誤りである。

- (5) 図面詳細図（配置図、照明器具姿図を除く。）について、墨田区長（子ども施設課）は区政情報部分公開決定通知書（平成30年2月5日付け29墨子施第2359号）に基づき、旅館業許可申請書に添付されたものと同一の立面図及び平面詳細図を部分公開しているので、諮問庁が当該区政情報を非公開とした判断は誤りである。

また、平面図については、旅館は一般人を泊めるための施設であり、宿泊時には災害時等に備えて平面図が示される。旅館業営業許可申請時に申

請者から提出されるような平面図は、宿泊時に示される平面図と同様に、部屋の配置が示されているに過ぎないものと思われる。そのような情報について本当に非公開が正しいのか疑問を持っている。

なお、立面図については、答申例（千葉県情報公開審査会平成21年10月8日付け答申第302号）において、建築物の外観を表したものであり、完成後に不特定多数の者が目視により確認できる情報であるから公開すべきとされている。実際に吾妻橋の旅館を確認したところ、提出資料の写真のとおり、外観が明らかである。

したがって、立面図の内容は全て公開すべきである。

- (6) 定款（登記記載事項に係る事項を除く。）は、インターネット上に掲載されている「定款の書き方」のように一般に流通している標準的な部分は、公開しても法人等の不利益となるとは考えられず、公開すべきである。非公開とする場合は、公開することによる法人等の具体的な不利益を諮問庁が明示しなければならない。過大に黒塗りされていないかを確認してほしい。
- (7) その他の非公開部分についても、再度、精査していただきたい。

第4 諮問庁の説明要旨

諮問庁は、弁明書（平成30年1月31日付け）、口頭理由説明（平成30年8月22日聴取）において、本件審査請求に係る区政情報の公開請求の部分公開決定処分には、違法又は不当な点はなく、審査請求は棄却されるべきであると主張している。

その理由は、以下のように要約される。

1 本件処分の理由付記の適法性について

- (1) 条例第13条第1項は、「実施機関は・・・区政情報の全部又は一部を公開しないときは、公開請求者に対し、・・・書面によりその理由を示さなければならない。・・・公開しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。」と規定し、条例第6条各号の非公開情報がある場合の実施機関

の理由付記を義務付けている。

- (2) 判例（最高裁昭和38年5月31日第二小法廷判決）は、一般に、法が行政処分に理由を付記すべきものとしているのは、処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨であると解しており、条例第13条第1項の趣旨も同様であると考えられる。また、当該判例は、「どの程度の記載をなすべきかは、処分の性質と理由付記を命じた各法律の規定の趣旨・目的に照らしてこれを決定すべきである」とも判示している。
- (3) 上記(1)及び(2)を前提として本件処分を検討すると、条例第13条第1項に規定する「公開しないこととする根拠規定」及び「当該規定を適用する根拠」のいずれも記載があり、形式上、条例に違反しているとはいえない。
- (4) また、同条同項に規定する「当該規定を適用する根拠が書面の記載自体から理解され得るもの」に該当するか否かについて検討すると、以下の理由により、いずれも条例に違反しているとはいえず、また不当でもない。

ア 検査済証の印影の理由付記について

当該印影は、当該法人が特定の行為において用いる印を押印したものであるところ、その印影は公にされることが予定され、また、現に公にされているとはいえず、当該法人の内部管理情報として保護されるべきものであり、本件処分はこれらの内容を端的に明示している。

イ 図面詳細図（配置図、照明器具姿図を除く。）の理由付記について

当該図は、建築計画概要書などの他の制度によって公にされていない。

また、「公共安全情報に該当するため。」とした理由記載については、本件処分に係る物件がいずれも狭小の土地に建設されており、非公開の理由をさらに詳細に記述するとなると当該図の内容に触れざるを得ず、その内容が明らかになることにより、部屋の用途や設備の配置などが了知され、当該情報が犯罪に利用されるおそれがあることから、一定程度抽象的な記載とならざるを得ないものである。

- (5) また、条例第13条は、墨田区行政手続条例第1条第2項において他の条例に特別の定めがある場合は、その定めるところによると規定される

「特別の定め」に該当すると解されるため、本件処分に墨田区行政手続条例第8条の適用はない。仮に適用があるとしても、上記(4)で述べたとおり、本件処分の理由付記は同条例第8条に違反しない。

2 周辺見取り図（住宅地図内の個人名）の非公開について

当該情報は、第2の4に記載のとおり、本件処分後に、建築計画概要書の付近見取り図と同様のものであることが判明したため、一部変更決定処分を行い、審査請求人に通知の上、公開している。

したがって、当該情報の非公開に係る審査請求人の主張部分は、請求の利益が消滅している。

3 図面詳細図のうち、立面図の非公開について

一般に閲覧制度のある建築計画概要書で閲覧できない立面図は、原則非公開と考える。

4 その他非公開部分の再精査について

当該部分について再精査を行ったところ、条例に違反する事項は認められなかった。

第5 審査会の判断

1 非公開情報の該当性について

本件処分について、諮問庁が非公開の理由とする条例第6条各号の非公開情報の該当性について検討する。

(1) 条例第6条第2号の該当性について

諮問庁は、公開請求の対象文書に記載された区政情報のうち、周辺見取り図（住宅地図内の個人名）、申告書個人名の印影、管理者氏名及び電話番号、行政書士の印影、通知書の個人名、検査済証の宛先個人名、地積測量図の個人名及び印影（なお、土地家屋調査士の印影も含まれている。）について、条例第6条第2号に該当するとし、「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は当該個人の権利利益を害するおそれがあるため」との理由記載により非公開とした。

本審査会において対象文書を検分し、以下のとおり判断する。

ア 周辺見取り図（住宅地図内の個人名）については、審査請求人は、当初の処分自体を問題とするようであるが、第2の4に記載のとおり、平成30年1月15日付けで本件処分の一部変更の決定がなされ、審査請求人に通知の上公開されているため、審査請求人の請求は理由がない。

イ 申告書個人名の印影、管理者氏名及び電話番号、通知書の個人名は、いずれも、条例第6条第2号に該当するため、非公開とした諮問庁の理由記載及び判断は相当である。

ウ 行政書士の印影については、諮問庁は条例第6条第2号に該当するとして非公開とするが、当該行政書士は事業を営む個人であることから、当該印影は条例第6条第3号に定める「事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、（・・・略・・・）当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの」に該当するため、このことを理由に非公開とするのが相当である。

エ 検査済証の宛先個人名については、建築主の氏名であり、建築基準法第86条により工事現場に掲示されるとともに、同法第93条の2により閲覧が認められて公になっていることから、条例第6条第2号アに該当するため、公開するのが相当である。

オ 地積測量図の個人名及び印影並びに土地家屋調査士（ただし、これについては行政書士と同様に事業を営む個人に該当する。）の印影については、法務局において閲覧・謄写が認められて公になっていることから、条例第6条第2号アに該当し、又は第6条第3号の「事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる」とは認められないため、公開するのが相当である。

(2) 条例第6条第3号の該当性について

諮問庁は、公開請求の対象文書に記載された区政情報のうち、定款（登記記載事項に係る事項を除く。）について「定款は、上場企業等の場合を除き、通常、一般に公にされていない情報であり、定款を公にした場合、当該法人の組織・経営の根本方針が明らかになるとともに、株主総会の決

議事項の範囲、取締役会の決議方法など当該法人における重要事項に関する意思決定手続が明らかになることにより、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため」との理由記載により、法人代表者の印影について「当該印影は、認証的機能を有するものであり、公にすることにより、偽造され、事業者の権利の得喪等に係る書類の作成に悪用されるおそれがあるため」との理由記載により、検査済証の印影について「法人の内部管理情報に該当するため」との理由記載により、それぞれ非公開とした。

本審査会において対象文書を検分し、以下のとおり判断する。

ア 定款（登記記載事項に係る事項を除く。）について、諮問庁が、その理由記載により非公開とした判断は相当である。

すなわち、当該登記記載事項に係る事項以外の情報は、一般に公にされていないものであるため、条例第6条第3号に該当し、諮問庁が示す理由が認められ、非公開とするのが相当である。

なお、審査請求人は、「一般的に流通している標準的な部分は、公開しても法人等の不利益となるとは考えられず、公開すべきである。非公開とする場合は、公開することによる法人等の具体的な不利益を明示しなければならない。」とするので、これについて検討する。

まず、同条例がいう「公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められる」か否かは、客観的に判断されるべきである。

そして、その判断を示すに当たり、当該文書の個別具体的な記載文言等から当該法人の権利が具体的にどのように害される蓋然性があるかが明示されなければならないとすることは、結果的に当該文書の公開を要求することになり、非公開情報を定めた条例の趣旨に反することになる。そうすると、非公開とする理由の記載が、個別具体性に欠けることになるのもやむを得ないといえる。

そこで、当該情報を見れば、法人の組織・経営の根本方針や重要事項に関する意思決定手続に関するものであり、これらを公開することにより、同条例がいう社会的な地位が損なわれると客観的に認められるため、

非公開とするのが相当である。

イ 法人代表者の印影は、定款の法人代表者の印影について諮問庁がした非公開との判断及びその理由は相当であるが、地積測量図の法人代表者の印影は、上記(1)オと同様の理由により公開するのが相当である。

ウ 検査済証の印影について諮問庁がした非公開との判断は、上記イ同様の理由により相当である。

(3) 条例第6条第4号の該当性について

諮問庁は、公開請求の対象文書に記載された区政情報のうち、図面詳細図（配置図、照明器具姿図を除く。）について、「公共安全情報に該当するため」との理由記載により非公開とした。

本審査会において対象文書を検分したところ、処分庁が「図面詳細図（配置図、照明器具姿図を除く。）」とした区政情報は以下のとおりの分類であったため、これらを個別に判断する。

ア 立面図

立面図は、建築物の外観を表したものであり、完成後に不特定多数人が目視により確認できる情報である。よって、当該図面の性質に照らせば本件立面図は、条例第6条第4号の「公にすることにより、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報」（以下、単に「公共安全情報」という。）であるとは認められないため、公開するのが相当である。

イ 1階平面詳細図、2階平面詳細図、1階客室面積図、2階客室面積図、客室面積図（1階及び2階）、1階電灯・コンセント設備平面詳細図、2階電灯・コンセント設備平面詳細図、1階給排水設備図、2階給排水設備図、1階換気設備図、2階換気設備図（以下「本件平面図等」という。）

平面図は、建物の内部を表したものであり、本件平面図等においては建物の輪郭の内側部分を同様に表したものであるところ、これらは公にされているものではないといえる。

審査請求人は、本件平面図等について、旅館の宿泊者に示される平面

図と同様に、部屋の配置が示されているに過ぎないものと思われ、本当に非公開が正しいのか疑問を持つ旨の主張をしている。

確かに、旅館業においては消防法等に基づき避難経路図の掲示が義務付けられており、本件平面図等には部屋の配置等が示されている。

しかし、本件平面図等は、通常旅館の宿泊者に示される避難経路図よりも詳細な内容が記されている。そのため、これらを一般に公開した場合に、各部屋の内部状況が公になることにより、不法侵入又は窃盗等の犯罪に係る悪意を持った第三者による侵入経路の把握又は計画の策定等に悪用されるおそれがないとはいえない。

一方、本件平面図等中の建物の輪郭の外側部分については、各設備、縮尺等が記載されているものの、これらの情報のみをもって「公にすることにより、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報」とまではいえない。

したがって、本件平面図等中、建物の輪郭の内側部分については、「公共安全情報」に該当するため非公開とし、その余の部分は公開することが相当である。

ウ 電気・給水・ガス配管系統図及び排水管系統図

当該区政情報は、いわゆる配管ルート等を示した図面であるところ、これらを一般に公開した場合に、平面図等の図面と一体的に見て、各部屋の配置等の内部状況が明らかとなることにより、不法侵入又は窃盗等の犯罪に係る悪意を持った第三者による侵入経路の把握又は計画の策定等に悪用されるおそれがないとはいえない。

したがって、当該図面の表題、注記並びに凡例及び材料を示した表の部分は公開し、その余の部分については、「公共安全情報」に該当するため非公開とするのが相当である。

2 理由付記について

審査請求人は、非公開とされた区政情報のうち、検査済証の印影及び図面詳細図（配置図、照明器具姿図を除く。）について、理由付記に不備があると主張している。

そこで、本審査会は、これについて以下のとおり判断する。

(1) 理由付記の程度について

条例第13条第1項に基づく理由付記（なお、これについては、墨田区行政手続条例第1条第2項が定める「他の条例に特別の定めがある場合」に該当する。）は、「公開しないこととする根拠規定」及び「当該規定を適用する根拠」が「記載自体から理解され得る」程度に示されなければならない。

(2) 検査済証の印影の理由付記について

これについては、より分かりやすい理由付記とするために、第2の2(3)の理由付記と同様の記載とすることが望ましいが、公開しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が示されているため、理由付記の不備があり違法又は不当であるとまではいえない。

(3) 図面詳細図（配置図、照明器具姿図を除く。）の理由付記について

これについては、審査請求人の主張するとおり、そもそも図面の種別を明らかにした上で、その理由を付記することが望ましいが、上記(2)同様の理由により、理由付記の不備があり違法又は不当であるとまではいえない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも本審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、諮問庁が行った本件処分については、非公開とした区政情報のうち、別表の審査会の判断欄に「公開すべきである」と表記した部分については、条例第6条第2号、第3号又は第4号に該当しないため、公開すべきであると判断する。

第6 審査の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審査した。

平成30年1月31日	・ 諮問
平成30年2月28日	・ 審査請求人から口頭意見陳述等申出書を収

	受
平成30年7月26日 (第1回審査会)	・ 概要説明
平成30年8月20日	・ 諮問庁から関係情報を収受
平成30年8月22日 (第2回審査会)	・ 諮問庁から口頭による説明を聴取 ・ 審査
平成30年9月11日	・ 諮問庁から審査請求人の反論書及び証拠書類を収受
平成30年9月12日 (第3回審査会)	・ 審査請求人から当日説明資料を収受、口頭意見陳述を聴取
平成30年10月9日 (第4回審査会)	・ 審査
平成30年12月3日 (第5回審査会)	・ 審査
平成30年12月25日 (第6回審査会)	・ 審査
平成31年1月21日 (第7回審査会)	・ 審査
平成31年2月12日 (第8回審査会)	・ 審査

(答申に関与した委員の氏名)

磯野 弥生、安達 和志、阿部 博道、木ノ内 建造 中野 剛史

別表

本件処分の 対象文書	対象文書の構成		諮問庁が非公開とした 区政情報	諮問庁の判断 (条例第6条の該当号)			審査会の判断
				第2号	第3号	第4号	
平成28年 12月16 日付け旅館 業営業許可 申請書（墨 田区立花三 丁目20番 7号）	旅館業営業許可申請書		管理者の氏名及び電話番号、行政書士の印影	○			非公開は妥当である。
	申告書		個人の印影	○			非公開は妥当である。
	定款		法人代表者の印影及び登記記載事項に係る事項を除くその余の部分		○		非公開は妥当である。
	周辺見取り図		住宅地図内の個人名	○			※諮問庁により、後に公開されている。
	地積測量図		個人の印影	○			公開すべきである。
			法人代表者の印影		○		公開すべきである。
	図面詳細図（配置図、照明器具姿図を除く。）	立面図	全部			○	公開すべきである。
		1階平面詳細図	全部			○	建物の輪郭の外側部分は公開すべきである。その余の部分の非公開は妥当である。
		2階平面詳細図	全部			○	
		1階客室面積図	全部			○	
		2階客室面積図	全部			○	
		1階電灯・コンセント設備平面詳細図	全部			○	
		2階電灯・コンセント設備平面詳細図	全部			○	
		1階給排水設備図	全部			○	
		2階給排水設備図	全部			○	
		1階換気設備図	全部			○	
		2階換気設備図	全部			○	
		電気・給水・ガス配管系統図及び排水系統図	全部			○	当該図面の表題、注記並びに凡例及び材料を示した表の部分は公開すべきである。その余の部分の非公開は妥当である。
	向島消防署長から墨田区保健所長宛ての通知書（平成29年6月21日付け29向立第8号）		個人の氏名	○			非公開は妥当である。

※条例第6条第2号・・・個人に関する情報

第3号・・・法人等に関する情報

第4号・・・公共の安全等に関する情報

本件処分の 対象文書	対象文書の構成		諮問庁が非公開とした 区政情報	諮問庁の判断 (条例第6条の該当号)			審査会の判断
				第2号	第3号	第4号	
平成28年 12月12 日付け旅館 業営業許可 申請書（墨 田区吾妻橋 一丁目9番 7号）	旅館業営業許可申請書		管理者の氏名及び電話番号、行政書士の印影	○			非公開は妥当である。
	申告書		個人の印影	○			非公開は妥当である。
	定款		法人代表者の印影及び登記記載事項に係る事項を除くその余の部分		○		非公開は妥当である。
	周辺見取り図		住宅地図内の個人名	○			※諮問庁により、後に公開されている。
	地積測量図		個人の氏名及び印影	○			公開すべきである。
	図面詳細図 (配置図、照明器具姿図を除く。)	立面図	全部			○	公開すべきである。
		1階平面詳細図	全部			○	建物の輪郭の外側部分は公開すべきである。その余の部分の非公開は妥当である。
		2階平面詳細図	全部			○	
		客室面積図（1階及び2階）	全部			○	
		1階電灯・コンセント設備平面詳細図	全部			○	
		2階電灯・コンセント設備平面詳細図	全部			○	
		1階給排水設備図	全部			○	
		2階給排水設備図	全部			○	
		1階換気設備図	全部			○	
		2階換気設備図	全部			○	
		電気・給水・ガス配管系統図及び排水系統図	全部			○	当該図面の表題、注記並びに凡例及び材料を示した表の部分は公開すべきである。その余の部分の非公開は妥当である。
	建築基準法第7条の2第5項の規定による検査済証（平成29年8月17日付け指定確認検査機関作成）		宛先個人（建築主）の氏名	○			公開すべきである。
			法人（指定確認検査機関）の印影		○		非公開は妥当である。

※条例第6条第2号・・・個人に関する情報
第3号・・・法人等に関する情報
第4号・・・公共の安全等に関する情報